

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

災害時に備えてマンホールトイレの設置工事をしませんか？

事業名：東京とどまるマンションマンホールトイレ整備促進事業

地震発生時にはマンションのトイレが使用できなくなる場合があります。

上の階の居住者が排水管の損傷に気付かずトイレを使用すると、下の階で汚水があふれ出るおそれがあります。

災害時も安心してマンションにとどまるために
マンホールトイレの整備を検討しましょう！

在宅避難

補助

補助率2/3
限度額40万円

- ・ 排水管、汚水ます
- ・ 雨水貯留タンク など

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを
「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、
マンホールトイレの整備に補助を行います。「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてくださいとどまるマンション促進課長
“トドまるくん”



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、マンホールトイレ用の排水管、汚水ますなどの下部構造物、雨水貯留タンクの設置を補助します（新築マンションを除く）。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

対象	補助率	上限額（税抜）	申請期間
マンホールトイレ用の排水管、汚水ます、雨水貯留タンクなど	2/3	40万円	令和7年5月30日から 令和8年1月15日まで

※消費税及び地方消費税を除く

●補助の対象とならないもの

マンホールトイレ用の上部構造物（テントや便器等の仮設物）等

※東京とどまるマンション普及促進事業（防災備蓄資器材の補助）で補助できる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

○昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）

○旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ハード対策

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。

●ソフト対策

＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。

＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※耐震性を有していることを前提に、ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能



登録申請窓口・補助申請窓口

- 「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173 補助金について ☎ 03-5989-1547
「マンホールの補助について」とお伝え頂くとスムーズです。